

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、新型コロナウイルス関連について、PCR検査について、避難行動要支援者についての3点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルス関連について質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大が進む中、日々医療の最前線で患者さんの治療にご尽力をいただき、また新型コロナウイルスワクチン接種においてご尽力いただいております医療関係者の皆様に、改めて敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、去年は全国各地で新型コロナワクチン接種が進み、新規感染者も減少傾向に転じ、和歌山県においても、12月2日から年末まで新たな感染者が確認されていませんでした。しかし、今年に入ってから、全国各地で人の動きが活発化し、社会経済活動が動き始めたことにより、全国各地でオミクロン株の感染者が急増し、特に東京都の1日当たりの感染者が2万人を超え、和歌山県においても、1月には1日の新規感染者数が、毎日のように過去最高を更新し、本年2月20日において感染者が延べ2万人を超えるなど、いまだに感染が拡大しています。

また、1月7日、沖縄、山口、広島にまん延防止等重点措置が適用されて以降、全国各地でまん防が適用され、ついには和歌山県においても3月6日までまん防が適用されるなど、第6波の到来となっています。この第6波は、第5波を上回るスピードで急拡大しており、依然として終息の糸口が見えない状況にあり、これまでにない感染爆発となっています。

そこでお尋ねいたします。1点目、感染者の流行を押さえ込める集団免疫を獲得できる数値については、WHOの発表であります。ワクチン接種率70%になる必要があると言われております。当市のワクチン接種対象者は12歳以上で約4万8,000人でありましたが、現在、当市のワクチン接種の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、10代の接種率についてであります。10代の接種率につきましては、様々な副作用があると報道されており、また保護者の同意も必要となります。そこでお尋ねいたします。先ほども申し上げましたが、WHOの発表では、接種率70%

以上になる必要があると言われていています。そのため本市における10代の目標接種率はどのくらいとしているのでしょうか。そして、現在、12歳から19歳の10代接種率はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目、教職員及び5歳以上のワクチン接種についてであります。以前は、子供たちの間で感染しにくく、感染しても無症状に終わることも多いと言われていましたが、新たな変異株であるオミクロン株の広がりにより状況が一変し、本市においても保育所の臨時休園や小学校の臨時休校、またスポーツ少年団では大規模なクラスターとなるなど、子供の感染者が増加してきています。

そのような中、国では1月末に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種については、3月から接種できるような方針が出されていますが、保護者からは子供の情報が少ない、情報の氾濫、何を信じてよいか分からなく不安である、副反応などの不安がある、かかりつけ医に聞いて判断したいといった意見をよく聞きます。

そこでお尋ねいたします。5歳以上11歳未満のワクチン接種については、希望されるたくさんの子供さんに接種していただくことが最重要課題であると考えますので、ワクチン接種についての市の見解をお尋ねいたします。

そして、ワクチン接種に際しては、いつからどのような方法で実施しようとしているのでしょうか。また、市内の小学校では、1月17日から1月24日まで全校一斉休業になっており、その後も学級閉鎖が続いている状況となっています。

そこでお尋ねいたします。教職員のワクチン接種状況はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いします。

次に4点目、小学校における基本的感染防止対策については、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出ています。その中で、毎朝の検温と健康観察表の記入や小まめな手洗いの励行等がありますが、本市の小中学校における基本的感染防止対策はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。また、岩出独自の感染対策があればお答えください。

次に5点目として、昨年1人1台パソコンが導入され、休業等の場合、自宅に持ち帰らせたパソコンを通して、学校が再開するまでの期間、宿題を出すなど、自宅学習に活用したと聞いていますが、先般、新聞等で課題もあったとの報道もされてきました。本市ではどのような課題があったのか、また今後の改善点について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルス関連についての1点目、現在、当市のワクチン接種の状況はにつきましては、3月7日時点で1回目の接種者は4万201人で83.3%、2回目は3万9,929人で82.7%、3回目は1万1,261人で23.3%となっております。

なお、和歌山県内の市町村におきまして、3月14日時点の岩出市の3回目接種率は、9市中最下位であり、今後、より一層の周知啓発を進め、接種率の向上に努めてまいります。

市議会議員各位におかれましては、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて2点目、10代の目標接種率と現在の接種率につきましては、目標接種率を設定するに当たり、10代の中でも努力義務が課されていない11歳以下と12歳以上を分けて考える必要がございます。11歳以下の子供につきましては、保護者の同意が必要であり、努力義務が課されていないことから、目標の設定は考えておりませんが、対象となる方全員に接種券の送付を完了しており、希望する方が接種できるよう取り組んでまいります。12歳以上19歳以下の2回目までの初回接種の目標につきましては、おおむね70%と想定しております。3回目の接種も同様に70%です。

また、現在の接種率につきましては、10代のうち12歳以上では3月7日時点で、1回目の接種者は3,100人で69.4%、2回目は3,042人で68.1%です。

なお、3回目の接種は、現在18歳及び19歳のみを対象としており、接種者は18人で1.5%となっております。この年齢層では、接種券を受け取ってからの日が浅く、日が早くても1か月半程度と短いことが1.5%という接種率に影響していると考えられます。11歳以下につきましては、開始直後につき未集計でございます。

3点目の教職員及び5歳以上のワクチン接種についての方針と接種方法については、2回目の接種を終了している方から順次3回目の接種案内を送付しており、接種方法としては、エッセンシャルワーカー対象の集団接種を2月に実施したほか、一般の集団接種や個別接種も実施しております。2月の集団接種では242名の教職員が接種しております。また、5歳から11歳までの子供につきましては2月28日に接種券を発送し、3月7日から市内の小児科医療機関4か所で接種を開始したところです。集団接種はなく、個別接種のみとなります。

なお、接種状況につきましては、各医療機関からの報告が後日となるため、現在取りまとめている段階であり、先ほども申し上げましたとおり、現時点では不明です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 福岡議員の4点目、5点目についてお答えいたします。

まず4点目、小中学校における基本的感染防止対策についてであります。基本的には、文部科学省発行の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づく対策を継続して実施してございます。

具体的には、各家庭で毎朝の検温と健康観察用の記入をしてからの登校、校内に入る前のサーモグラフィによる検温の実施、小まめな手洗いの励行、体育と給食時以外は、教職員、児童生徒全員マスク着用、教室の窓を対角に10センチ程度開ける常時換気と休憩時間には窓を全開にしての一斉換気、これについて冬場は防寒着の着用を許可してございます。給食につきましては、配膳する者を最低限にし、食事中は黙食、残食は給食センターで回収、飛沫感染防止のため、児童生徒の机、パーティションの設置等を実施してございます。

次に5点目についてであります。パソコンを持ち帰っての学習には、大きく分けてタブレットドリルによる個別学習とオンラインによる学習の二通りの学習ができるように進めてございます。オンラインによる学習につきましては、現在全ての家庭がインターネットに接続できる環境ではございませんので、オンラインによるミーティングや短時間の授業を試験的に行っているところでございます。

Wi-Fi環境がない家庭への対策として、今議会におきましてご承認いただきました令和3年度一般会計補正予算（第8号）におきまして、貸出し用のルーターの購入費を計上しておりましたので、早急に対応してまいります。

その他の課題としましては、小学校低学年では、児童1人でオンラインに接続することが難しい場合があること、また自宅には通信環境が整ってはいるが、祖父母宅に預けられた場合に通信環境がない場合がある、こういったことが上げられております。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点について再質問いたします。

1点目として、国では当初2回目接種後、8か月後に3回目接種を行うよう発表されておりました。しかし、自治体の判断で、例外的に6か月以上経過も可能とする方針が出されています。今後、市民が感染しないため、またクラスターを発生させないためにも、早期のワクチン接種が求められています。つきましては、本市として、3回目のワクチン接種についてはどのような方法で行っているのでしょうか。

2点目として、12歳から19歳の10代の2回目接種率が68.1%との答弁がありましたが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまでもご本人が納得した上で接種する努力義務となっており、また先ほどの答弁では、目標接種率が70%と想定していることから、接種率が少ないかと思いました。現在、市内放送でワクチン接種に向けた広報啓発を行っていますが、子供や10代の接種率向上に向けた取組が、再度必要ではないかと思えます。市として、市内放送以外でどのような方法を考えているのでしょうか。

3点目として、3回目のワクチン接種は、たしか18歳以上が対象となっていると思いますが、12歳から17歳の方はどのようになるのでしょうか。

4点目として、小学校における基本的感染防止対策において、市内の小中学校で陽性者が発生した場合、どのような対応を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目の3回目のワクチン接種についてはどのような方法で行うのかについてでございますが、3回目の接種は、18歳以上の市民を対象に、令和3年12月より開始しました。現在、各医療機関での個別接種と総合保健福祉センターでの集団接種を並行して進めております。個別接種では、半数以上の医療機関でファイザー社のワクチンを使用する一方、一部の医療機関でモデルナ社のワクチンを使用し、集団接種におきましてはモデルナ社のワクチンを使用しております。

続きまして、2点目の従来接種率向上に向けた取組について、どのような方法を考えているのかについてでございますが、接種率向上に向けた取組としましては、接種勧奨チラシを3月号広報に同封したほか、スーパー、ドラッグストア等にポスター掲示と併せチラシの配置を依頼しております。また、市ウェブサイトにも関連記事を掲載し、周知啓発に努めております。このうち5歳から11歳までの子供に対する接種については、厚生労働省のウェブサイトにはリンクしております。

3点目の再質問、12歳から17歳までの方のワクチン接種はどのようになるのかについてでございますが、現時点では国から具体的な接種方針等は示されておられません。早ければ本年4月から、12歳以上17歳以下の方に対する追加接種が、予防接種法上の予防接種に位置づけられる見込みであり、各都道府県や市町村にも接種体制の準備を進めるよう、3月11日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室から事務

連絡がございました。

なお、昨日、厚生労働省の専門部会が開かれまして、アメリカファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンを12歳から17歳への3回目接種に使用することが了承されました。取扱いを示した添付文書を見直し、本日開かれます厚生労働科学審議会での検討を経て、早ければ4月から公費による接種が始まる予定になっております。

市といたしましては、国の動向を注視し、準備していくとともに、追加接種の方針が固まり次第、円滑な実施に向け対応してまいります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質問の4点目、学校内で感染者が出た場合の対応についてお答えいたします。

児童生徒や教職員に感染者が確認された場合の対応としましては、岩出保健所と協議を行い、臨時休業や学級閉鎖等の必要性を判断いたします。特にオミクロン株の蔓延以来、その感染力の強さから、これまで以上の早急な対応が求められるようになってございます。

岩出保健所の方針としましては、学級内に感染者が確認された場合、発症から48時間遡って、他の児童生徒との接触があった場合は、最終接触日の翌日から数えて5日間の学級閉鎖措置としており、感染者の療養期間、濃厚接触者の自宅待機期間についても岩出保健所の指示となります。

療養期間中の感染者への健康観察につきましては、岩出保健所において電話等で行われ、発症の翌日から10日後に症状がなければ日常生活が再開可能ということになってございます。

閉鎖となった学級や教室周辺の消毒につきましては、その都度、実施しております。また、閉鎖となった学級で、感染者以外の児童生徒や教職員については、市が実施しているPCR検査を行い、感染の拡大防止に努めているところでございます。

なお、感染や濃厚接触、学級閉鎖等により出席停止となっている期間の学校給食費につきましては、3月の引落日分で精算させていただくこととしてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、PCR検査について質問を行います。

最近になってから5歳以上の子供のワクチン接種ができるようになりましたが、従来からはワクチン接種ができない子供を守る手段は、PCR検査しかないとの判断もあり、多くの家庭で不安を感じていたという声もよく聞きます。

新型コロナウイルス感染症は、家庭内感染が多く、大人から子供への感染がほとんどであると報道されてきました。しかし、現在のオミクロン株では、子供の感染が多くなり、先ほども申し上げましたが、スポーツ少年団がクラスターとなるなど、子供の感染も拡大している状況です。仮に感染が確認された場合、クラスターの発生防止するためにもPCR検査は効果的であると考えます。そうしたことから、本市においても、2月3日から岩出市臨時PCR検査センターを設置し、ドライブスルー方式にて無料検査が実施されています。

そこでお尋ねいたします。1点目、県の施策として、薬局等でPCR検査等無料化事業を実施されていますが、今回、市としてPCR検査の実施に至った経緯と検査方法並びに事業費についてお伺いいたします。

2点目、このPCR検査の実施に当たって、市民の反応はどのように把握しているのでしょうか。

3点目、PCR検査の実施については、現在どのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員、2番目のご質問、PCR検査についての1点目、PCR検査を実施するに至った経緯と検査方法並びに事業費についてです。

臨時PCR検査は、感染者の増加に伴い、保健所によるPCR検査の実施範囲が縮小されたことから、市独自の対策として、市内の保育所や幼稚園、小中学校等で陽性者が出た場合、希望する園児、児童生徒及び職員に対し無料で実施するものがあります。検査方法については、ドライブスルー方式で唾液の採取を行い、外部機関に検査を委託しています。事業費については、総額で540万円を見込んでおり、その財源は全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

2点目の市民の反応ですが、学校等を通じ、無料でPCR検査を受けられた上、陰性が確認できて不安が解消したとのご意見をいただいております。

3点目のPCR検査実施状況についてです。2月3日から随時実施しており、3

月17日までに8回、延べ408人の検査を実施いたしました。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点再質問いたします。

1点目として、PCR検査の効果、成果をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査の検体採取は、医師が行う医療行為になると思います。そのため本市で実施しているPCR検査はドライブスルー形式によるものですが、医師の適切な関与の下で行われているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、今まで実施したPCR検査の結果、陽性者を確認したことがあったのでしょうか。また、仮に陽性者を確認した場合、どのように対応されるのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目、臨時PCR検査の効果、成果については、検査を受けることにより感染拡大の未然防止に加え、感染不安者の検査費用負担の軽減に役立っているものと考えております。

2点目、PCR検査のやり方には、鼻咽頭拭い検査と唾液検査の二通りがあります。鼻咽頭拭い検査は医療行為に当たりますが、本市が実施している唾液検査は医療行為に当たらず、保護者または本人自身で採取できます。しかし、医師がPCR検査の場にいることにより、医師の指導の下、保健師が検体採取等の正しい知識を保護者または本人に説明できることから、産業医でもある奥医師に検査の場に立ち会っていただいております。

3点目でございます。検査を受けた408人のうち陽性者が5人確認されています。検査結果については、各担当課から保護者へ報告します。また、陽性者が確認された場合は保健所と医師に報告し、医師が確認した上、発生届を保健所に提出します。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。



福岡進二議員。

○福岡議員 3番目、避難行動要支援者について質問を行います。

東日本大震災から10年以上経過しましたが、去る1月16日には、トンガで起こった海底火山の大噴火で、日本に津波警報が発令され、また全国各地で震度5弱の地震が頻繁に発生するなど、いつ大規模な地震が起きてもおかしくない状況となっています。そのため大規模災害時には、自主防災組織などが中心となり、避難行動要支援者の避難を安全に迅速に対応する必要があることから、今回質問することといたしました。

避難行動要支援者名簿は、平成23年の東日本大震災において、被災地全体の被害者が、高齢者や障害者などの要支援者と呼ばれる方に集中したことから、平成25年の災害基本法の一部改正により、自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方の名簿の策定が義務づけられました。しかし、策定に際しては、本人の同意を得て情報提供することになるため、慎重な取扱いが必要となってきます。

そこでお尋ねいたします。1点目、当市の避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲と対象者人数及び登録者数はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、避難行動要支援者への対応についてであります。災害時には、自助・公助・共助という言葉もありますように、それぞれに役割があります。そのため要支援者に対しては、地元の自主防災組織や民生委員、児童委員等が支援することになるかと思いますが、災害時、この名簿を使って、誰がどのように支援し、どう対応するか、お伺いいたします。

次に3点目、個別避難計画の作成についてであります。災害に備え、高齢者や障害者等の避難方法などを事前に決めておく個別計画では、1人での避難が困難な高齢者や障害者などの災害弱者への適切な避難支援に有効とされています。この個別計画の作成は、義務ではないものの、内閣府の避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で、さらなる避難行動支援のための取り組むべき事項の中に示されています。

令和3年3月に消防庁が公表した、令和2年10月1日現在、個別計画の未策定団体は577団体、未策定率33.4%となっており、着実に取組は進んでいるものの、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた一層の取組が求められていました。そうしたことから、他の自治体では計画の作成を迅速かつスムーズに行うため、ケアマネジャーや相談支援専門員が平常時のサービス等の利用計画を作成する際に、一

緒に作成しているとの報道もありました。

そこでお尋ねいたします。当市の個別避難計画は誰が作成しているのでしょうか。また、当市の作成の進捗状況についてもお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、避難行動要支援者についてお答えいたします。

ご質問の1点目、要支援者名簿に掲載する対象者の範囲、対象者の人数及び登録者数につきましては、本市において避難行動要支援者名簿に掲載する対象者は、在宅で生活している要介護3から5、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方、その他指定難病、特定疾患等の疾病で療養中の方のうち必要な個人情報を市に提供することに同意した方などで、その人数は2月末で1,729人となっています。名簿にはこれらの対象者を掲載することから、名簿の人数も同数となります。

続いて2点目、避難行動要支援者への対応及び3点目、個別避難計画の作成と進捗状況については一括でお答えいたします。

個別避難計画の作成は、令和3年度から市町村の努力義務となっており、作成の主体は市町村とされています。この計画を用いることにより、災害時の避難支援の実効性を高めていくことが重要となります。個別避難計画の作成の対象は、平常時から消防機関や警察などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することに同意した方のうち、計画作成を希望される方となり、進捗状況につきましては、2月末現在、名簿情報提供同意者366人のうち68人分を作成しております。

個別避難計画に記載する内容には、要支援者の基本情報のほか、避難場所及び避難経路、家族や地域の方など、要支援者の避難を支援する避難支援等実施者を記載することとなっておりますので、計画作成により、災害発生時、誰がどう支援し、どう対応するかが明確になります。しかし、計画作成者のうち近所付き合いがないなどの理由で、約3分の1の方は避難支援等実施者がおらず、計画作成における課題となっております。

個別避難計画を作成することにより、災害発生時の避難場所や避難方法、自分の住む地域のハザード、浸水想定区域などの状況、持ち出しが必要な薬や医療機器などをあらかじめ確認するため、要支援者自身の災害対応の意識を醸成するとともに、避難に対する意欲が高まることから、計画作成は避難支援を実効性のあるものにするための有効な手段の1つと考えますので、今後も個別避難計画の策定を計画的に

進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、名簿に登録されている人数は、2月末で1,729人との答弁でありました。本人の同意の有無によって、名簿情報を避難支援等関係者に提供することになると思いますが、どのタイミングで関係者に提供しているのでしょうか。また、情報提供人数はどのぐらいとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、要支援者の情報の更新はどのくらいの期間で、またどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、作成の進捗状況については、366人のうち68人分との答弁でありましたが、当市においても個別避難計画の作成が進んでいない状況であると感じました。現在、コロナ禍であり、本人等との面談できない状況であると思いますが、個別避難計画の作成が進んでいないのは、何が原因と捉えているのでしょうか、お伺いいたします。また、先ほども申し上げましたが、迅速かつスムーズに行うためにも、他の自治体で行っているように、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用して、早期の策定につなげていただきたいと思います。市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、避難支援等関係者への名簿情報の提供のタイミングはいつか、また情報提供人数は何人かということですが、警察、消防、社会福祉協議会への名簿情報の提供は、毎年3月に行っております。また、民生委員・児童委員については、高齢者世帯調査依頼時にお渡ししており、令和3年度は10月に提供しております。令和3年度の情報提供人数は、警察、消防等には、名簿情報提供に同意した方366人を今月末に提供予定となっております。また、民生委員・児童委員には、それぞれの担当地域に在住する要支援者のみの名簿を提供しております。

続いて、2点目の要支援者の情報の更新の期間はいつかということですが、年に1回、名簿を抽出し、更新しており、更新時期は3月を基本としています。

3点目の個別避難計画の作成が進んでいないのは、何が原因と捉えていますか。他の自治体で行っているように、ケアマネジャーや相談支援専門員等を活用して早期の策定につなげていただきたいと思います。市の考えはということですが、個

別避難計画の作成が進まない理由といたしましては、ここ数年はコロナの影響で訪問がしづらいことが一番の要因ではありますが、そもそも要支援者には人工呼吸器を使用しているなど、医療的かつ専門的な支援が必要であったり、訪問しても要支援者に内容が伝わりにくく、うまく聞き取りができない場合など、職員だけでは作成が難しいケースが多くございます。

また、避難支援実施者がいないなどの課題もあるため、令和3年度は、要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員、また民生委員・児童委員に訪問時同席いただき、情報提供が図れるよう、それぞれの会議などの機会にお願いしてきたところであり、今後、これらの関係者と連携し、作成していきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。